

羽島市立竹鼻小学校 いじめ防止基本方針

令和6年度

はじめに

この「羽島市立竹鼻小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，平成25年9月28日施行。以下「法」という）の第13条と「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」（令和4年4月1日施行。以下「条例」という）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

本校では、これまで「ひびきあいの日」の取組や「特別の教科 道徳」において、すべての学年で「生命尊重」や「思いやりの心をはぐくむ」授業を進めてきました。

本校のこれまでの取組をさらに充実・発展させるために、次のとおり、具体的な基本方針を明らかにするものです。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する市立学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「法」第2条)

冷やかしからかい、仲間はずれや無視など、学校の内外を問わず、お子さんが心身の苦痛を感じ「いじめ」だと感じた場合には、いじめとして認知します。

(2) 基本認識

本校の教育活動を通じて、以下に示す認識に基づき、全職員でいじめの防止等にあたります。

- ・いじめは、人間として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、常に教師・保護者・地域が、アンテナを高く張り巡らして見ようとしなければ見つけにくい。

(3) 学校としての構え

子どもの安全・安心を確保することは、すべての教育活動において最優先しなければなりません。いじめは、その子どもの安全・安心を脅かす危険性が大いにあります。すべての子どもが安心して生活ができるように、学校内はもとより学校外でも、保護者や地域の方と協力し合って、いじめの防止と早期発見に取り組んでいきます。

また、「いじめは、人間として絶対に許されない」ことを徹底し、「いじめをしない、させない、許さない」学校・学級にするためには、どうするとよいのかを子どもと共に絶えず考えます。

それでもいじめが起きてしまった時は、いじめ問題の解決を通して、よりよい人間関係の在り方について真正面から考えさせます。

さらに、いじめが解決したと即断することなく、その後も引き続き十分な注意を払い、時と場に応じた適切な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けを着実にを行います。

【子ども達へのメッセージ】

竹鼻小の先生は、多少のことではあきらめず目標に向かって挑戦する人を心から応援します。しかし、一生懸命挑戦している子のじゃまをすることやいじめはゆるしません。

2 いじめを防止するための取組

＜教職員＞

- (1) 条例第7条を踏まえ、保護者や関係機関等との連携を強化しつつ、いじめの防止等に取り組みます。
- (2) いじめに関する問題を主体的に考えることができる環境を整え、創意工夫のある児童会活動、を通して、互いの立場や人権を認め、信頼し合える学校風土の醸成に努めます。
- (3) いじめの事実又はその疑いがあった場合は組織的に対応し教育委員会に報告します。また、いじめの対策組織等において、学校運営協議会その他関係機関と連携の上、協議し適切な措置を講じます。
- (4) いじめに関わった全ての児童生徒の生命及び心身の保護のために行動し、いじめが再発することがないように継続的に指導、支援するよう努めます。
- (5) 校内における教育相談体制を構築し、原則3月に一度、いじめの防止等を推進する週間を設け、一人ひとりがいじめや人権の問題に目を向け、真摯に向き合う学習や活動に取り組めるようにします。
- (6) 学校いじめ防止基本方針について年度ごとに見直しを行い、教育委員会に報告するとともに公表をします。ただし、必要に応じ、年度において複数回見直しを行い、教育委員会に報告するとともに公表する場合があります。

＜児童＞

- (1) 条例第9条を踏まえ、児童が、自らを大切にするとともに、他者と尊重し合うことを通して、豊かな人間関係を築くことができるようにします。
- (2) 児童が、いじめの防止等に向けて、主体的に考え、積極的にその活動に取り組むことができるようようにします。
- (3) 自分がいじめを受けたときは、一人で抱え込まず、友達、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に相談できるよう十分に配慮します。
- (4) 児童が、いじめの事実又はその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む。）は、家族、学校や地域など自分と関わりのある大人、関係機関等に情報提供、相談できるよう十分に配慮します。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、早期に対応するために、次のことを行います。

- ・“心のアンケート”を行い、一人一人の子どもの悩みや苦しんでいること等を調べます。
- ・アンケート結果をもとに、学級担任が個別に相談をする時間（教育相談週間）を作ります。

- ・アンケート結果だけでなく、全職員が普段の様子を観察したり、声かけをしたりして、一人一人のわずかなサインも見逃さないようにします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、すべての教職員でその事実を共有し、指導する内容を共通理解し、解決に向けて動き出します。いじめた側・いじめを受けた側の保護者や関係機関と連携して解決していきます。この際、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたるように努めます。
- ・いじめ問題に関する教職員の校内研修を充実させます。

月	取 組 内 容	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間 ・PTAの葉，学校HP等による「いじめ防止基本方針」発信 ・児童会提案“前に進む合言葉”（仮称）の周知 ・職員研修会の実施（「いじめ防止基本方針」，前年度の実態と対応等） （「いじめ防止基本方針」は以下「方針」） 	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研修会の実施（要援助児童についての事例研） ・学校運営協議会で「方針」の説明 ・「いじめ防止対策委員会」の実施 ・Q-Uテストの実施 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間 ・心のアンケート調査の実施，教育相談週間の実施 ・学校評価アンケートの実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート結果の公開 ・児童向け情報モラル指導の実施 ・SOSの出し方の授業（命を大切にする方法を学ぶ） ・子どもの人権SOSミニレターの配付 ・夏休みに向けての安全指導 	第1回県いじめ調査
8	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uテストの分析及び検討 ・教育相談研修会の実施 ・職員会（学校評価アンケートの結果と今後の方向の検討） 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向け情報モラル指導の実施（メディアコントロール） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート調査の実施，教育相談週間の実施 ・いじめ防止週間 ・学校運営協議会でいじめ防止対策の取組の説明 ・学校評価アンケートの実施 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあい活動（人権教育） ・冬休みに向けての安全指導 ・学校評価アンケート結果の公開 	第2回県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（第2回県いじめ調査の校内調査報告） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止週間 ・心のアンケート調査の実施，教育相談週間の実施 ・学校評価アンケートの実施 ・学校運営協議会で本年度の取組についての意見交流 	

	・「いじめ防止対策委員会」の実施	
3	・ “前に進む合言葉” の振り返り（各学級） ・ 学校評価アンケート結果の公表 ・ 本年度の取組の見直しと次年度の取組の検討	第3回県いじめ調査

4 学校いじめの防止等対策委員会の設置

「法」第22条を踏まえ、「学校いじめの防止等対策委員会」（以下、「いじめ防止対策委員会」という）を設置しています。本校の「いじめ防止対策委員会」の委員は、次のとおりです。

校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当，養護教諭，学年主任，いじめ不登校対策専門員，PTA代表
必要に応じ，市教育支援センター担当，主任児童委員，地区自治会長，スクールカウンセラー等

5 いじめの未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し，事実を確認したり情報を集めたり，保護者と相談・協力し解決に向かいます。

【対応の重点】

- ・ いじめがあるのではないかと思ったら，すぐに情報を共有し，ていねいに事実確認を行います。
- ・ いじめがあることが確認できた，あるいはいじめではないかと疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いのある）子どもの気持ちに寄り添い，安全を確保することを第一に考えます。その後，複数の教職員や関係者で情報を集め，素早く対応します。
- ・ いじめの事実がある場合，いじめた子どもといじめられた子どもの両方の保護者に事実を伝え，保護者と協力して子どもの指導にあたります。また，教育委員会に事実と指導の方向を報告します。
- ・ 保護者と協力して謝罪の指導を行う中で，いじめた子どもが「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた子どもやその保護者の思いを受け止め，自分がしたことを心から反省する指導を行います。
- ・ いじめを受けた子どもに対しては，保護者と連絡を取り合って，学校と家庭で協力して子どもを注意深く見守り，子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで指導を続けます。そして，同じ事が二度と繰り返されることのないように，二次被害や再発防止に向けた取組を継続的に行います。

【大まかな対応順序】

① いじめの訴え，情報，兆候の察知

↓

② 管理職等への報告と対応方針決定

↓

③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に，保護者の協力を得ながら，背景も十分に聞

き取る)

↓

④ いじめを受けた子どものケア（必要に応じて外部の専門家に力を借りる）

↓

⑤ いじめた子どもへの指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）

↓

⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた子ども及び保護者からの謝罪を含む）

↓

⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）

↓

⑧ 経過の見守りと継続的な指導

(2) 「重大事態」と判断した時の対応

いじめにより、子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時、いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時については、以下の対応を行います。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行います。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ・子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

「いじめ解消」の定義 ※ 次の2つの要件が満たされていること

○いじめにかかる行為が少なくとも3か月以上止んでいること

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等を通して確認する）

7 いじめ問題に対する学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの早期発見に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報（アンケートなど）の取り扱いについての留意事項

いじめによる重大事態に発展した場合は、アンケート調査等の結果が調査資料として重要なことから、5年間保存とする。